

住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書について

住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求めることに関して、別紙のとおり意見書案を提出する。

令和2年12月9日

旭川市議会
議長 安田 佳正 様

提出者 旭川市議会議員

中 野 ひろゆき

高 花 えいこ

もんま 節 子

中 村 のりゆき

室 井 安 雄

住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書

我が国においては空き家等が増える一方、高齢者、障がい者、低所得者、ひとり親家庭、外国人、刑務所出所者等の住宅確保要配慮者は増えており、さらに、頻発する災害による被災者への対応も急務となっている。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、家賃の支払に困窮する人が急増し、生活困窮者自立支援制度における住居確保給付金の支給決定件数は、今年4月から9月までの半年間で10万件を超え、昨年度1年間のおよそ26倍に上っている。

住まいは生活の重要な基盤であり、全世代型社会保障の柱であることから、住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化は喫緊の課題となっている。

よって、国においては、次の事項を速やかに実施するよう、強く要望する。

- 1 住居確保給付金の受給者の状況等の実態調査結果を踏まえ、最長9か月となっている給付金の支給期間の延長、収入要件の公営住宅入居収入基準と同程度への引上げ、支給上限額の近傍同種の住宅の家賃水準への引上げなど、より使いやすい制度へ見直すこと。
- 2 住居確保給付金の受給者や低所得のひとり親家庭など住まいの確保に困難を抱えている人が、現在住んでいる家をそのままセーフティネット住宅として登録し、転居することなく、公営住宅並みの家賃で住み続けることができるよう、公募原則の制度を改めるとともに、住宅セーフティネット制度の家賃低廉化に係る補助制度を大幅に拡充すること。
- 3 空き家などの改修・登録に取り組む不動産事業者と貸主へのインセンティブ強化や新型コロナウイルス感染症拡大防止等を推進するため、住宅セーフティネット制度の改修費補助及び登録促進に係る取組への支援を拡充すること。
- 4 住宅セーフティネット制度の家賃債務保証料の低廉化に係る補助制度を拡充し、残置物処分や原状回復に係る貸主の費用負担の軽減を図ること。
- 5 居住支援法人活動支援事業における補助金の算定に当たっては、入居件数や住宅の類型別の単価に加え、特に支援に困難を伴う障がい者や刑務所出所者等への支援を手厚く評価し、加算する制度を設けること。
- 6 令和2年度第2次補正予算において創設した居住生活移行緊急支援事業を来年度以降も全国で実施できるよう、恒久化し、取組自治体の増加を図ること。
- 7 刑務所を出所した後の帰住先の調整が困難な高齢者や障がい者等に対し、保護観察所や更生保護施設等が、受刑中から支援を実施し、居住支援法人等と連携しながら適切な帰住先を確保するとともに、出所後も切れ目のない、息の長い見守り支援を訪問型で行う事業を創設すること。また、自立準備ホームの登録数が増加するよう対策を講じること。

- 8 住生活基本法や住宅セーフティネット法等の住宅施策全般において，国土交通省と厚生労働省や都道府県と市区町村の役割・責務を明確にするとともに，法律を両省で共管するなどし，抜本的な連携強化を図ること。また，支援ニーズの把握・見える化・共有を推進し，市区町村における居住支援協議会の設置や住生活基本計画の策定促進等，地方自治体における住宅行政と福祉行政のより一層の連携強化が図られるよう支援すること。
- 9 改正社会福祉法に基づき令和3年度からスタートする重層的支援体制整備事業において，必要な予算を確保して居住支援などの参加支援の充実を図る等，市町村における包括的支援体制の構築が円滑に進むよう，必要な支援を行うこと。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

旭 川 市 議 会